

平成 20 年 10 月 28 日

各 位

上 場 会 社 名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
本 社 所 在 地 東京都港区赤坂二丁目 10 番 9 号
代 表 者 代表取締役 松 村 明
問 合 せ 先 ストラテジック・プランニング・サービス
マネージャー 本 間 浩 一
電 話 番 号 (03) 5575-5721 (代表)
(URL <http://www.modulat.com/>)

スリープログループ株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する
意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、スリープログループ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、当社の普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことについて、下記のとおり、賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	スリープログループ株式会社
(2) 事 業 内 容	IT 支援サービス事業
(3) 設 立 年 月 日	昭和 52 年 1 月 20 日
(4) 本 店 所 在 地	東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 高野 研
(6) 資 本 金	1,002,602 千円

(7)	大株主及び持株比率 (平成20年4月30日現在) (注)	高野 研	14.44%
		トランス・コスモス(株)	12.97%
		竹中 正雄	7.30%
		(株)大塚商会	6.26%
		(株)パソナグループ	6.26%
		(株)ケイ・エム・インベストメント	2.97%
		(株)三菱東京UFJ銀行錦糸町支店	2.43%
		加賀ハイテック(株)	2.43%
		スリープログループ従業員持株会	1.92%
		加賀電子(株)	1.59%
(8)	買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、平成20年10月28日現在、公開買付者の普通株式1,200株（公開買付者の発行済株式総数に対する割合6.26%）を所有しています。
		人 的 関 係	該当事項はありません。
		取 引 関 係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

- (注) 1. 竹中正雄氏から平成20年7月10日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されています。同変更報告書によれば、同氏が平成20年7月3日現在保有する公開買付者株式は1,100株（株券等保有割合5.74%）です。
2. 株式会社パソナグループから平成20年10月3日付で大量保有報告書の変更報告書が提出されています。同変更報告書によれば、同社が平成20年10月1日現在保有する公開買付者株式はありません。
3. 日本コムシス株式会社から平成20年10月3日付で大量保有報告書が提出されています。同大量保有報告書によれば、同社が平成20年10月1日現在保有する公開買付者株式は1,200株（株券等保有割合6.26%）です。
4. 当社は、平成20年9月12日開催の取締役会において、公開買付者が実施する自己株式1,200株の処分の割当先となることを決議し、平成20年10月24日に払込金額全額の払込みを行い、上記公開買付者株式1,200株（公開買付者の発行済株式総数の6.26%）を取得いたしました（当社は、平成20年10月28日付で大量保有報告書を提出しております。）。
5. 公開買付者によれば、公開買付者は、平成20年9月12日開催の公開買付者取締役会において、公開買付者の保有する自己株式600株を株式会社東電通を割当先として処分することを決議し、同社は、平成20年10月24日に払込金額全額の払込みを行い、上記公開買付者株式600株（公開買付者の発行済株式総数の3.13%）を取得したとのことです。

2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

- ① 平成17年11月18日開催の当社取締役会及び平成17年11月30日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権①」といいます。）
- ② 平成19年8月29日開催の当社取締役会及び平成19年9月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「新株予約権②」といい、新株予約権①と新株予約権②をあわせて「本新株予約権」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者による本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を重ねた結果、本公開買付けが当社の更なる成長・発展に寄与し、顧客満足度の向上と企業価値の最大化に資するものであると判断し、平成20年10月28日開催の取締役会において、賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。したがって、当社は、当社株主の皆様が本公開買付けに応募することをお勧めします。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由（公正性を担保するための措置を含みます。）

① 本公開買付けの背景及び当社にとっての意義等

当社は、企業が本業に専念するために、顧客企業の情報システム部門が担当しているような小型コンピュータ（PC/PCサーバー等）の導入段階・利用・廃棄に至るまでの様々な業務を各企業にとって最適な方法で代行するアウトソースサービスを事業とし、顧客企業に対し、多様なIT製品・汎用サービスの中から最も効率的なサービスを選別し組み合わせ、維持管理（資源管理・予防保守・障害対応・操作支援等）を行うなど、利用・活用技術に関するサービスを提供しております。「ITAS（アイタス）」というサービスブランドでワンストップかつ継続的に提供しているアウトソースサービスは、企業経営のIT活用の戦略性を強靱にする事業形態として極めて高い評価を得ています（BtoBサービス）。

一方、公開買付者は、スリープロ株式会社、株式会社JPSS等11社の完全子会社を傘下に持つ完全持株会社であり、公開買付者グループは、「市場創造サポーター」を標榜し、IT環境及びIT関連機器のユーザーをビジネス対象とする企業と、それを活用する企業及び個人を対象に、ITビジネスの川上から川下までを一括してサポートするサービスを北海道から沖縄まで全国展開しております（BtoBtoCサービス及びBtoCサービス）。そのITサポートサービスは、「営業・販売支援」、「導入・設置・交換支援」、「運用支援」、「学習支援」という4つのビジネスラインで網羅されており、法人顧客と個人顧客に対して最適な戦略的で有機的なサービス構成をもつ事業形態を組成し、付加価値の高いサポートサービスを提供しています。

IT業界を取り巻くビジネス環境は、技術革新や設備投資が一定の水準に達したことにより安定成長期に入ったと認識しています。今後は、IT投資への拡大・発展スピードは緩やかなものになると考えられますが、一方では企業内に整備されたIT資源の活用技術が、業務の効率化や収益の先鋭化に大きな差をもたらすものと考えられます。つまり、IT活用の経営貢献度はより重要度を増し、革新的な技術よりも安定的な技術への投資効果を優先するという、質的な変化を企業にもたらすと予測しております。

このような事業環境の中で、平成20年7月頃より、当社と公開買付者は、両社の強みを活かし、事業基盤の拡大強化を図るべく、両社の経営統合の可能性について検討を行ってまいりました。その中で、当社は、平成20年9月12日開催の取締役会において、公開買付者との関係強化を図ることを目的として、公開買付者が実施する自己株式処分の割当先となることを決議し、同日、公開買付者との間で、公開買付者の保有する公開買付者普通株式1,200株（公開買付者の発行済株式総数の6.26%）につき株式譲渡契約を締結しました（なお、当社は、平成20年10月24日に払込金額の払込みを行い、上記株式を取得済みです。）。その上で、当社と公開買付者は、さらに両社の経営統合の可能性に

ついて検討を進めた結果、激化するIT業界の競争の中で勝ち抜くためには、両社が一つのグループになることが最良の選択という認識で一致し、平成20年9月18日、「経営統合に向けた協議開始に関する基本合意書」を締結いたしました。そして、当社と公開買付者は、同基本合意書に基づき、経営統合の実施の可否、時期及び具体的な方法等について検討・協議した結果、公開買付者が当社を完全子会社化するという方法で経営統合を実施し、当社と公開買付者の経営資源を連携させることが、両社の事業のシナジーを最大限発揮させる上で最適との結論に至りました。これを受け、当社は、平成20年10月28日開催の当社取締役会において、当社代表取締役である松村明及び公開買付者との間で、

- (i) 当社、松村明及び公開買付者は、当社及び公開買付者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、
- (ii) 公開買付者は、当社の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、後記(3)に記載の方法により当社を公開買付者の完全子会社化すること、
- (iii) 当社及び松村明は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、当社は、本公開買付けに対して賛同すること、
- (iv) 経営統合が完了した後、公開買付者が持株会社として上場を維持し、当社の上場を廃止するものとし、公開買付者の商号を、当社及び公開買付者の両社の名を冠した「モジュレ・スリープログループ株式会社」、英訳名を”ThreePro modulat Group Inc.”に変更すること等を内容とする「経営統合に関する合意書」(以下「本合意書」といいます。)を締結することを決議いたしました(本日付「経営統合に向けた条件決定に関するお知らせ」をご参照ください)。

公開買付者グループの既存の業務においては、個人顧客であるエンドユーザーを見据えたITサポートサービス(BtoBtoCサービス及びBtoCサービス)が中心でしたので、法人顧客に対してワンストップかつ継続的にアウトソースサービス(BtoBサービス)を提供する事業を行う当社を完全子会社化することにより、公開買付者グループのビジネスラインが拡張されることとなります。その結果、両社の事業部門の連携により、公開買付者グループのワンストップサービスのさらなる品質向上が図られるとともに、公開買付者グループの既存の業務の全国拠点(エリアセンター)を利用して、当社のアウトソースサービスを展開するなど、両社の事業基盤を相互に補完・有効活用した事業展開が可能となり、公開買付者グループ全体の受注拡大、収益増加が期待されます。また、当社が公開買付者の完全子会社として公開買付者グループの一員となることによって、当社及び公開買付者の相互の既存クライアントへのビジネスチャンスが拡大するのみならず、例えば、当社が提供するサービスに付帯して購入が必要となるPCや周辺機器等を、公開買付者グループのクライアント(営業・販売支援先)であるIT機器メーカーから販売させるといった形での連携を行うことにより、業容拡大や既存クライアントとの関係強化も期待されます。さらに、これまで当社が周辺サポート業務として提供してきたヘルプセンター業務と公開買付者グループのコールセンター機能との融合、当社のリペア&セットアップセンター(機器・部品の修理、廃棄サービス)と公開買付者グループの導入・設置・交換支援サービスとの連携等の諸施策を実行することにより、業務の効率化、コスト軽減等が実現できるものと見込んでおります。

当社及び公開買付者は、経営哲学、事業戦略はもとより、企業としての社会的責任に対する理念、そして社風・企業文化においても強く共鳴し、かかる完全子会社化による相乗効果は、企業体としての価値を向上させ、株主価値も飛躍的に高めていくものと確信しております。当社の「企業向けITコンシェルジュサービス」と、公開買付者の「市場サポーター」としてのIT向けをはじめとする様々な支援サービス、両社固有の価値の掛け算によって生まれる新しい企業グループは、卓越したサービスを開発し、提供していくことで企業価値を高め、お客様、お取引先、株主、従業員、地域社会を含む全てのステークホルダーに報い、社会に対してさらなる貢献をしていけるものと考えております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにより当社の株式の全部を取得できない場合には、後記(3)に記載の方法により、当社の株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、当社を完全子会社化することを計画しております。

② 本公開買付けにおける買付価格の妥当性について

本公開買付けにおける買付価格は、普通株式については1株につき44,967円、新株予約権について

は1個につき1円とされております。

当社は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性について検証するため、公開買付者とは別に、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に対し、当社の普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成20年10月27日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、当社は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。株式会社日本中央会計事務所は、市場株価平均法、類似公開企業乗数比較法及びディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて当社の普通株式の価値算定を行い、株式価値算定書では、その算定結果が以下のとおり示されていました。

市場株価平均法	: 36,300円から42,521円
類似公開企業乗数比較法	: 23,397円から39,880円
DCF法	: 36,463円から44,201円

当社は、上記の株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、本公開買付けにおける普通株式の買付価格について慎重に検討いたしました。その結果、1株につき44,967円という普通株式の買付価格は、妥当な価格であると判断しました。なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けに係る公開買付者の取締役会決議日の前営業日である平成20年10月27日の株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」といいます。）における当社普通株式の終値（32,300円）に約39.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去1ヶ月間のヘラクレスにおける当社普通株式の終値の単純平均（38,206円。小数点以下を四捨五入）に約17.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去3ヶ月間のヘラクレスにおける当社普通株式の終値の単純平均（41,660円。小数点以下を四捨五入）に約7.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去6ヶ月間のヘラクレスにおける当社普通株式の終値の単純平均（43,058円。小数点以下を四捨五入）に約4.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、新株予約権の買付価格についても、本新株予約権の行使価格は、いずれも本公開買付けにおける普通株式の買付価格を上回っていること、また、本新株予約権は、いずれも当社の取締役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権①については、新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、従業員又は監査役のいずれかの地位を有していることを要する旨の条件が、新株予約権②については、新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する旨の条件がそれぞれ付されており、公開買付者は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これらを行使用することができないものと解されることから、1個につき1円という買付価格は、妥当であると判断しました。

③ 賛同の意見表明の理由及び根拠

当社は、以上の点のほか、本公開買付けの買付価格以外の諸条件についても考慮した上で、本公開買付けに対する賛同の可否について検討いたしました。その結果、当社は、本公開買付けが当社の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けにおける買付価格その他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して当社の普通株式の適切な売却機会を提供するものであると判断し、また、下記（3）記載の方法により本公開買付け後に公開買付者が当社を完全子会社化することについても、当社の株主に交付される対価の経済的価値や当社の株主による普通株式の換価の機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、平成20年10月28日開催の当社取締役会において、決議に参加した当社取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会には当社の全監査役（社外監査役を含みます。）が出席し、いずれも当社取締役会が上記意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、当社の代表取締役松村明は、公開買付者との間で、同人が所有する当社の普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しているため、公正性の確保の観点から、本公開買付けに対する意見表明に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

(3) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由（公正性を担保するための措置を含みます。）」の「① 本公開買付けの背景及び当社にとっての意義等」に記載のとおり、公開買付者は、当社を完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを予定しております。公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設けておりませんので、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）の規定に従い、応募株券等の数が買付予定の株券等の数の下限数（9,179 株）以上となる限りは、応募株券等の全部の買付けを行います。公開買付者は、本公開買付けにより当社の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、①公開買付者の株式を対価とする株式交換（以下「株式交換①」といいます。）、②金銭を対価とする株式交換（以下「株式交換②」といいます。）又は③全部取得条項付種類株式を用いる方法による完全子会社化（以下「全部取得条項付種類株式による完全子会社化」といいます。）のいずれかの方法により、当社の株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、当社を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を予定しております。

株式交換①は、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換を行い、その際、当社の株主（公開買付者を除きます。）に対して、その有する当社株式に代わり、対価として公開買付者の株式を交付するという方法です。なお、株式交換①は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。）第 796 条第 3 項に定める簡易株式交換に該当する可能性があり、その場合、公開買付者の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。また、株式交換①は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換に該当する可能性があり、その場合、当社の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。株式交換①が行われる場合、その交換比率は、当社と公開買付者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と公開買付者が協議の上で決定することとなりますが、現時点では、当該交換比率を決定するに際しての当社株式の評価は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準とする予定です。ただし、当社及び公開買付者の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び両社の業績の変動等の影響その他の事情により、当社の株主が受領する対価の経済的価値は本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、株式交換①により完全子会社となる当社の株主は、会社法第 785 条の定めに従って、当社に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の 1 株当たりの買取価格も、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格又は株式交換①において当社の株主が受領する対価の経済的価値と異なる可能性があります。

株式交換②は、公開買付者を完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換を行い、その際、当社の株主（公開買付者を除きます。）に対して、その有する当社株式に代わり、対価として金銭を交付するという方法です。なお、株式交換②は、会社法第 796 条第 3 項に定める簡易株式交換に該当する可能性があり、その場合、公開買付者の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。また、株式交換②は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式株式交換に該当する可能性があり、その場合、当社の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。株式交換②が行われる場合、対価として交付される金銭の額については、当社と公開買付者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と公開買付者が協議の上で決定することとなりますが、現時点では、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算出する予定です。ただし、当社の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び業績の変動等の影響その他の事情により、当社の株主が対価として受領する金銭の額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、株式交換②により完全子会社となる当社の株主は、会社法第 785 条の定めに従って、当社に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の 1 株当たりの買取価格も、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格又は株式交換②において当社の株主が対価として受領する金銭の額と異なる可能性があります。

全部取得条項付種類株式による完全子会社化は、当社の株主総会において、(i) 当社を会社法の規定する種類株式発行会社とするため、当社が普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うこと、(ii) 当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款の一部変更を行

うこと、及び(iii)当社が当該全部取得条項の付された普通株式の全部を取得し、取得と引換えに別の種類の当社株式を交付することをそれぞれ決議するとともに、当社の普通株主による種類株主総会において、上記(ii)の定款一部変更を承認する旨の決議をすることを通じて、公開買付者が当社を完全子会社化する方法です。全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合、公開買付者は、当社に対し、上記の株主総会及び種類株主総会の開催を要請し、当該株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。上記の株主総会及び種類株主総会の決議に係る各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、当社が取得することとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条の定めに従い、当該端数の合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却価格(及びその結果当該株主に交付される金銭の額)については、現時点では、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定する予定ですが、当社の今後の事業を取り巻く環境の変化及び業績の変動等の影響その他の事情により、その金額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が公開買付者の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募しなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。全部取得条項付種類株式による完全子会社化の手続に関しては、少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定があり、(a)上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、また、(b)上記(iii)の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格についても、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格と異なる可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては、当社株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、本新株予約権に関しては、本公開買付けの結果、当社の本新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社において本新株予約権を取得して消却することその他の方法により消滅させることを予定しておりますが、現時点でその方法は決定しておりません。

なお、本公開買付けは、本完全子会社化の手続において開催される当社の株主総会及び種類株主総会における当社株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け及び本完全子会社化の各手続に係る税務上の取り扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

公開買付者は、平成21年1月頃までを目処に、上記3つの方法による完全子会社化のいずれを選択するか決定し、平成21年5月頃までを目処に、本完全子会社化を実施する予定ですが、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付け以外の当社株主及び新株予約権者による当社株式及び本新株予約権の保有状況、当社及び公開買付者の業績等の変動や株式市場の状況等によって、決定時期又は本完全子会社化の実施の有無、実施時期、実施方法若しくは実施条件に変更が生じる可能性があります。本完全子会社化の方法及びその内容については、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(4) 上場廃止の見込み等

① 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社の普通株式は、本書提出日現在、ヘラクレスに上場しておりますが、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ヘラクレスの上場廃止基準(以下「上場廃止基準」といいます。)に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの終了時点で上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終

了後に、上記（３）に記載される本完全子会社化により当社が公開買付者の完全子会社となることが予定されておりますので、上場廃止基準に該当し当社の普通株式は上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、当社の普通株式はヘラクレスにおいて取引することができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

② 上場廃止となる見込みがある公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記「（２）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由（公正性を担保するための措置を含みます。）」の「① 本公開買付けの背景及び当社にとっての意義等」に記載のとおり、公開買付者が当社を完全子会社化するという方法で当社と公開買付者の経営統合を実施し、当社と公開買付者の経営資源を連携させることにより、両社の事業のシナジーが最大限発揮されることとなり、当社の企業価値を向上させることができると判断したことから、本公開買付けに賛同するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募することをお勧めする旨の意見を表明することといたしました。なお、本公開買付けは、上記のとおり、公開買付者が当社を完全子会社化するための方法として行われるものであり、当社の上場廃止自体を直接の目的とするものではありません。

公開買付者は、当社の株主の利益を保護するため、上記（３）記載の方法により、当社の株主に対して上場廃止となる当社普通株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、当社を完全子会社化することを企図しております。

（５）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社の代表取締役松村明は、平成 20 年 10 月 27 日、公開買付者との間で、同人が所有する当社の株式（8,233 株、株式所有割合 60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

また、公開買付者は、平成 20 年 10 月 28 日、当社及び当社代表取締役である松村明との間で、（i）当社、松村明及び公開買付者は、当社及び公開買付者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、（ii）公開買付者は、当社の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、上記（３）に記載の方法により当社を公開買付者の完全子会社化すること、（iii）当社及び松村明は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、当社は、本公開買付けに対して賛同すること、（iv）経営統合が完了した後、公開買付者が持株会社として上場を維持し、当社の上場を廃止するものとし、公開買付者の商号を、当社及び公開買付者の両社の名を冠した「モジュール・スリープログループ株式会社」、英訳名を ”ThreePro modulat Group Inc.”に変更すること等を内容とする本合意書を締結いたしました。

（６）本公開買付け後及び当社の完全子会社化後の見通し

公開買付者は、本公開買付け後及び当社の完全子会社化後、①当社の有する事業ノウハウを活用し、公開買付者グループのワンストップサービスのさらなる品質向上を図ること、②公開買付者グループの既存の業務の全国拠点（エリアセンター）を利用して、当社のアウトソースサービス（B to B サービス）を展開するなど、両社の事業基盤を相互に補完・有効活用した事業展開を図ること、③例えば、当社が提供するサービスに付帯して購入が必要となる PC や周辺機器等を、公開買付者グループのクライアント（営業・販売支援先）である IT 機器メーカーから販売させるといった形での連携を行うことにより、業容拡大や既存クライアントとの関係強化を図ること、④これまで当社が周辺サポート業務として提供してきたヘルプセンター業務と公開買付者グループのコールセンター機能との融合や、当社のリペア&セットアップセンター（機器・部品の修理、廃棄サービス）と公開買付者グループの導入・設置・交換支援サービスとの連携等を実施することにより、業務の効率化、コスト軽減等を実現すること、⑤その他管理部門を中心とするダブルコストの削減や見直しを行うこと等の諸施策を検討・実行し、当社及び公開買付者の経営基盤を強化し、企業価値の向上を図ることを計画しております。

なお、当社の代表取締役である松村明については、本公開買付け及び当社の完全子会社化後におい

ても、引き続き当社の代表取締役に残り、当社の経営にあたることとなる予定です。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 公開買付者による当社株券等に対する公開買付けの概要

添付資料「モジュール株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

各 位

会 社 名 スリープログループ株式会社
本社所在地 東京都新宿区西新宿七丁目 21 番 3 号
代 表 者 代 表 取 締 役 高 野 研
(コード番号 2375 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員社長室長 佐々木 隆宏
(TEL 03-6832-3260)

モジュール株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、平成20年10月28日開催の取締役会において、下記のとおりモジュール株式会社(株式会社大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」(以下「ヘラクレス」といいます。)、コード番号:3043。以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けを実施する背景、本公開買付けの目的・概要

当社は、スリープロ株式会社、株式会社J P S S等11社の完全子会社(以下、当社とあわせて「当社グループ」といいます。)を傘下に持つ完全持株会社です。当社グループは、「市場創造サポーター」を標榜し、IT環境及びIT関連機器のユーザーをビジネス対象とする企業と、それを活用する企業及び個人を対象に、ITビジネスの川上から川下までを一括してサポートするサービスを北海道から沖縄まで全国展開しております(B to B to Cサービス及びB to Cサービス)。そのITサポートサービスは、「営業・販売支援」、「導入・設置・交換支援」、「運用支援」、「学習支援」という4つのビジネスラインで網羅されており、法人顧客と個人顧客に対して最適な戦略的で有機的なサービス構成をもつ事業形態を組成し、付加価値の高いサポートサービスを提供しています。

一方、対象者は、企業が本業に専念するために、顧客企業の情報システム部門が担当しているような小型コンピュータ(PC/PCサーバー等)の導入段階・利用・廃棄に至るまでの様々な業務を各企業にとって最適な方法で代行するアウトソースサービスを事業とし、顧客企業に対し、多様なIT製品・汎用サービスの中から最も効率的なサービスを選別し組み合わせ、維持管理(資源管理・予防保守・障害対応・操作支援等)を行うなど、利用・活用技術に関するサービスを提供しております。「ITAS(アイタス)」というサービスブランドでワンストップかつ継続的に提供しているアウトソースサービスは、企業経営のIT活用の戦略性を強靱にする事業形態として極めて高い評価を得ています(B to Bサービス)。

IT業界を取り巻くビジネス環境は、技術革新や設備投資が一定の水準に達したことにより安定成長期に入ったと認識しています。今後は、IT投資への拡大・発展スピードは緩やかなものになると

考えられますが、一方では企業内に整備された I T 資源の活用技術が、業務の効率化や収益の先鋭化に大きな差をもたらすものと考えられます。つまり、I T 活用の経営貢献度はより重要度を増し、革新的な技術よりも安定的な技術への投資効果を優先するという、質的な変化を企業にもたらすと予測しております。

このような事業環境の中で、平成20年7月頃より、当社と対象者は、両社の強みを活かし、事業基盤の拡大強化を図るべく、両社の経営統合の可能性について検討を行ってまいりました。その中で、当社は、平成20年9月12日開催の当社取締役会において、対象者との関係強化を図ることを目的として、当社の保有する自己株式1,200株（当社の発行済株式総数の6.26%）を対象者を割当先として処分することを決議し、同日、対象者との間で株式譲渡契約を締結いたしました（なお、対象者は、平成20年10月24日に払込金額の払込みを行い、上記株式を取得済みです。）。その上で、当社と対象者は、さらに両社の経営統合の可能性について検討を進めた結果、激化する I T 業界の競争の中で勝ち抜くためには、両社が一つのグループになることが最良の選択という認識で一致し、平成20年9月18日、「経営統合に向けた協議開始に関する基本合意書」を締結いたしました。そして、当社と対象者は、同基本合意書に基づき、経営統合の実施の可否、時期及び具体的な方法等について検討・協議した結果、当社が対象者を完全子会社化するという方法で経営統合を実施し、当社と対象者の経営資源を連携させることが、両社の事業のシナジーを最大限発揮させる上で最適との結論に至りました。これを受け、当社は、平成20年10月28日開催の当社取締役会において、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、(i) 当社、対象者及び松村明氏は、当社及び対象者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、(ii) 当社は、対象者の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、後記(4)に記載の方法により対象者を当社の完全子会社化すること、(iii) 対象者及び松村明氏は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、対象者は、本公開買付けに対して賛同すること、(iv) 経営統合が完了した後、当社が持株会社として上場を維持し、対象者の上場を廃止するものとし、当社の商号を、当社及び対象者の両社の名を冠した「モジュール・スリープログループ株式会社」、英訳名を” ThreePro modulat Group Inc.”に変更すること等を内容とする「経営統合に関する合意書」（以下「本合意書」といいます。）を締結することを決議いたしました（本日付「経営統合に向けた条件決定に関するお知らせ」をご参照ください。）。

当社グループの既存の業務においては、個人顧客であるエンドユーザーを見据えた I T サポートサービス（B t o B t o C サービス及び B t o C サービス）が中心でしたので、法人顧客に対してワンストップかつ継続的にアウトソースサービス（B t o B サービス）を提供する事業を行う対象者を完全子会社化することにより、当社グループのビジネスラインが拡張されることとなります。その結果、両社の事業部門の連携により、当社グループのワンストップサービスのさらなる品質向上が図られるとともに、当社グループの既存の業務の全国拠点（エリアセンター）を利用して、対象者のアウトソースサービスを展開するなど、両社の事業基盤を相互に補完・有効活用した事業展開が可能となり、当社グループ全体の受注拡大、収益増加が期待されます。また、対象者が当社の完全子会社として当社グループの一員となることによって、当社及び対象者の相互の既存クライアントへのビジネスチャンスが拡大するのみならず、例えば、対象者が提供するサービスに付帯して購入が必要となる P C や周辺機器等を、当社グループのクライアント（営業・販売支援先）である I T 機器メーカーから

販売させるといった形での連携を行うことにより、業容拡大や既存クライアントとの関係強化も期待されます。さらに、これまで対象者が周辺サポート業務として提供してきたヘルプセンター業務と当社グループのコールセンター機能との融合、対象者のリペア&セットアップセンター（機器・部品の修理、廃棄サービス）と当社グループの導入・設置・交換支援サービスとの連携等の諸施策を実行することにより、業務の効率化、コスト軽減等が実現できるものと見込んでおります。

当社及び対象者は、経営哲学、事業戦略はもとより、企業としての社会的責任に対する理念、そして社風・企業文化においても強く共鳴し、かかる完全子会社化による相乗効果は、企業体としての価値を向上させ、株主価値も飛躍的に高めていくものと確信しております。当社の「市場創造サポーター」としてのIT向けをはじめとする様々な支援サービスと対象者の「企業向けITコンサルティングサービス」、両社固有の価値の掛け算によって生まれる新しい企業グループは、卓越したサービスを開発し、提供していくことで企業価値を高め、お客様、お取引先、株主、従業員、地域社会を含む全てのステークホルダーに報い、社会に対してさらなる貢献をしていけるものと考えております。

以上の理由により、当社は、対象者発行済普通株式の全て（本公開買付けにおける買付け等の期間末日までに新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者普通株式を含みます。）及び対象者の全ての新株予約権を取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。当社は、本公開買付けにより対象者の株式の全部を取得できない場合には、後記（４）記載の方法により、対象者の株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを計画しております。

なお、対象者は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性について検証するため、当社とは別に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に対し、対象者の普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成20年10月27日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。対象者は、上記の株式価値算定書を参考にしつつ、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について慎重に検討いたしました。その結果、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けにおける買付価格その他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して対象者の普通株式の適切な売却機会を提供するものであると判断し、また、後記（４）に記載の方法により本公開買付け後に当社が対象者を完全子会社化することについても、対象者の株主に交付される対価の経済的価値や対象者の株主による普通株式の換価の機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、平成20年10月28日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会には対象者の全監査役（社外監査役を含みます。）が出席し、いずれも対象者取締役会が上記意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役松村明氏は、当社との間で、同氏が所有する対象者の普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しているため、公正性の確保の観点から、本公開買付けに対する意見表明に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

（２）支配権取得後の経営方針等

当社は、本公開買付け後及び対象者の完全子会社化後、①対象者の有する事業ノウハウを活用し、

当社グループのワンストップサービスのさらなる品質向上を図ること、②当社グループの既存の業務の全国拠点（エリアセンター）を利用して、対象者のアウトソースサービス（B to Bサービス）を展開するなど、両社の事業基盤を相互に補完・有効活用した事業展開を図ること、③例えば、対象者が提供するサービスに付帯して購入が必要となるPCや周辺機器等を、当社グループのクライアント（営業・販売支援先）であるIT機器メーカーから販売させるといった形での連携を行うことにより、業容拡大や既存クライアントとの関係強化を図ること、④これまで対象者が周辺サポート業務として提供してきたヘルプセンター業務と当社グループのコールセンター機能との融合や、対象者のリペア&セットアップセンター（機器・部品の修理、廃棄サービス）と当社グループの導入・設置・交換支援サービスとの連携等を実施することにより、業務の効率化、コスト軽減等を実現すること、⑤その他管理部門を中心とするダブルコストの削減や見直しを行うこと等の諸施策を検討・実行し、当社及び対象者の経営基盤を強化し、企業価値の向上を図ることを計画しております。

なお、対象者の代表取締役である松村明氏については、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後においても、引き続き対象者の代表取締役に留まり、対象者の経営にあたることとなる予定です。

（3）本公開買付けに関する合意等

当社は、平成20年10月27日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233株、株式所有割合60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

また、当社は、平成20年10月28日、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、本合意書を締結しております。

対象者は、平成20年10月28日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

（4）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

上記（1）に記載のとおり、当社は、対象者を完全子会社化する方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。当社は、本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設けておりませんので、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）の規定に従い、応募株券等の数が買付予定の株券等の数の下限数（9,179株）以上となる限りは、応募株券等の全部の買付けを行います。当社は、本公開買付けにより対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、①当社株式を対価とする株式交換（以下「株式交換①」といいます。）、②金銭を対価とする株式交換（以下「株式交換②」といいます。）又は③全部取得条項付種類株式を用いる方法による完全子会社化（以下「全部取得条項付種類株式による完全子会社化」といいます。）のいずれかの方法により、対象者の株主に対して株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化すること（以下「本完全子会社化」といいます。）を予定しております。

株式交換①は、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換を行い、その際、対象者の株主（当社を除きます。）に対して、その有する対象者株式に代わり、対価として当社の株式を交付するという方法です。なお、株式交換①は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）

以下同じ。) 第796条第3項に定める簡易株式交換に該当する可能性があり、その場合、当社の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。また、株式交換①は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換に該当する可能性があり、その場合、対象者の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。株式交換①が行われる場合、その交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定することとなりますが、現時点では、当該交換比率を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準とする予定です。ただし、当社及び対象者の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び両社の業績の変動等の影響その他の事情により、対象者の株主が受領する対価の経済的価値は本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、株式交換①により完全子会社となる対象者の株主は、会社法第785条の定めに従って、対象者に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の1株当たりの買取価格も、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格又は株式交換①において対象者の株主が受領する対価の経済的価値と異なる可能性があります。

株式交換②は、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換を行い、その際、対象者の株主(当社を除きます。)に対して、その有する対象者株式に代わり、対価として金銭を交付するという方法です。なお、株式交換②は、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換に該当する可能性があり、その場合、当社の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。また、株式交換②は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換に該当する可能性があり、その場合、対象者の株主総会による承認決議を経ずに行うこととなります。株式交換②が行われる場合、対価として交付される金銭の額については、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定することとなりますが、現時点では、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算出する予定です。ただし、対象者の今後の事業を取り巻く環境の変化、株式市場及び業績の変動等の影響その他の事情により、対象者の株主が対価として受領する金銭の額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、株式交換②により完全子会社となる対象者の株主は、会社法第785条の定めに従って、対象者に対して株式買取請求を行うことができますが、この場合の1株当たりの買取価格も、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格又は株式交換②において対象者の株主が対価として受領する金銭の額と異なる可能性があります。

全部取得条項付種類株式による完全子会社化は、対象者の株主総会において、(i) 対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とするため、対象者が普通株式とは別の種類の株式を発行することができる旨の定款の一部変更を行うこと、(ii) 対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び(iii) 対象者が当該全部取得条項の付された普通株式の全部を取得し、取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付することをそれぞれ決議するとともに、対象者の普通株主による種類株主総会において、上記(ii)の定款一部変更を承認する旨の決議をすることを通じて、当社が対象者を完全子会社化する方法です。全部取得条項付種類株式による完全子会社化を行う場合、当社は、対象者に対し、上記の株主総会及び種類株主総会の開催を要請し、当該株主総会及び種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。上記の株主総会及び種類株主総会の決議に係る各手

続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条の定めに従い、当該端数の合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却価格（及びその結果当該株主に交付される金銭の額）については、現時点では、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定する予定ですが、対象者の今後の事業を取り巻く環境の変化及び業績の変動等の影響その他の事情により、その金額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格とは異なる可能性があります。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、対象者が当社の完全子会社となるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。全部取得条項付種類株式による完全子会社化の手續に関しては、少数株主の権利保護を目的とした会社法の規定があり、(a) 上記(ii)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができ、また、(b) 上記(iii)の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格についても、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける普通株式の買付価格と異なる可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては、対象者の株主の皆様各自において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、新株予約権に関しては、本公開買付けの結果、対象者の新株予約権の全てを取得できなかった場合、対象者において新株予約権を取得して消却することその他の方法により消滅させることを予定しておりますが、現時点でその方法は決定しておりません。

なお、本公開買付けは、本完全子会社化の手續において開催される対象者の株主総会及び種類株主総会における対象者株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け及び本完全子会社化の各手續に係る税務上の取り扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

当社は、平成21年1月頃までを目処に、上記3つの方法による完全子会社化のいずれを選択するか決定し、平成21年5月頃までを目処に、本完全子会社化を実施する予定ですが、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主及び新株予約権者による対象者株式及び新株予約権の保有状況、当社及び対象者の業績等の変動や株式市場の状況等によって、決定時期又は本完全子会社化の実施の有無、実施時期、実施方法若しくは実施条件に変更が生じる可能性があります。本完全子会社化の方法及びその内容については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止の見込み等

① 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

対象者の普通株式は、本書提出日現在、ヘラクレスに上場しておりますが、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、ヘラクレスの上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの終了時点で上場廃止基準に該当しない場合でも、本公開買付けの終了後に、上記（４）に記載される本完全子会社化により対象者が当社の完全子会社となることが予定されておりますので、上場廃止基準に該当し対象者の普通株式は上場廃止となる見込みです。上場廃止となった場合、対象者の普通株式はヘラクレスにおいて取引することができなくなり、当該株式を将来売却することが困難になると予想されます。

② 上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記（１）に記載のとおり、当社が対象者を完全子会社化するという方法で当社と公開買付け者の経営統合を実施し、当社と対象者の経営資源を連携させることにより、両社の事業のシナジーが最大限発揮され、企業価値を向上させることができると判断したことから、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けは、上記のとおり、当社が対象者を完全子会社化するための方法として行われるものであり、対象者の上場廃止自体を直接の目的とするものではありません。

当社は、対象者の株主の利益を保護するため、上記（４）記載の方法により、対象者の株主に対して上場廃止となる対象者普通株式に代わる対価の交付を受ける機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを企図しております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	モジュール株式会社
② 事業内容	PC/PCサーバー分野のコンピュータシステムにおけるITサービス全般、技術/ITサービスの企画・開発・調達・構築・教育・保守・運用及びそのサポート
③ 設立年月日	平成11年9月13日
④ 本店所在地	東京都港区赤坂二丁目10番9号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役 松村 明
⑥ 資本金	254,219千円

<p>⑦</p> <p>大株主及び持株比率 (平成20年5月31日 現在)</p>	<p>松村 明 松村 富美子 齋藤 嗣雄 小倉 誠 奥 誠一郎 高緑 秀行 秋山 哲雄 松岡 里佳子 佐野 美也子 株式会社シンカーミクセル</p>	<p>60.09% 1.97% 1.82% 1.76% 0.80% 0.78% 0.72% 0.70% 0.69% 0.62%</p>
<p>⑧ 買付者と対象者の 関 係 等</p>	<p>資 本 関 係</p>	<p>対象者は、平成20年10月28日現在、当社の普通株式1,200株(当社の発行済株式総数に対する割合6.26%)を所有しています。</p>
	<p>人 的 関 係</p>	<p>該当事項はありません。</p>
	<p>取 引 関 係</p>	<p>該当事項はありません。</p>
	<p>関連当事者への 該 当 状 況</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年10月29日(水曜日)から平成20年11月27日(水曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成20年12月11日(木曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金44,967円

- 新株予約権
- ① 平成17年11月18日開催の対象者取締役会及び平成17年11月30日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権①」といいます。) 1個につき金1円
 - ② 平成19年8月29日開催の対象者取締役会及び平成19年9月13日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権②」といい、新株予約権①と新株予約権②をあわせて「本新株予約権」といいます。) 1個につき金1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

a. 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を算定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対し株式価値の算定を依頼し、同社が提出した株式価値評価報告書を参考にして、普通株式の買付価格を算定いたしました。同社は、市場株価方式、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）及び類似会社比較方式の各方式を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値評価報告書では、各方式に基づき算定した対象者の1株当たりの株式価値がそれぞれ以下のとおり示されています。

- (i) 市場株価方式では、平成20年9月17日を算定基準日として、対象者普通株式のヘラクレスにおける過去1ヶ月及び3ヶ月の調整後終値の単純平均に基づき株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲が42,786円から43,088円と算定されています。
- (ii) DCF方式では、対象者の事業計画を前提に、対象者が将来生み出すと見込まれるキャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことにより株式価値を評価し、1株当たりの株式価値が43,789円と算定されています。
- (iii) 類似会社比較方式では、対象者と事業内容、規模等が類似する上場会社の市場株価や収益性指標との比較を通じて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲が43,754円から49,626円と算定されています。

当社は、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考にしつつ、当社が対象者に対して実施した事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスの結果、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等も勘案し、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり44,967円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けに係る取締役会決議日の前営業日である平成20年10月27日のヘラクレスにおける対象者普通株式の終値(32,300円)に約39.2%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去1ヶ月間のヘラクレスにおける対象者普通株式の終値の単純平均(38,206円。小数点以下を四捨五入)に約17.7%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去3ヶ月間のヘラクレスにおける対象者普通株式の終値の単純平均(41,660円。小数点以下を四捨五入)に約7.9%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを、平成20年10月27日までの過去6ヶ月間のヘラクレスにおける対象者普通株式の終値の単純平均(43,058円。小数点以下を四捨五入)に約4.4%（小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

b. 新株予約権

平成20年10月28日現在において、新株予約権①の行使価格は、1株当たり50,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格44,967円を5,033円上回っております。平成20年10月28日現在において、新株予約権②の行使価格は、1株当たり81,765円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格44,967円を36,798円上回っております。

また、本新株予約権は、いずれも対象者の取締役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権①については、新株予約権者は、権利行使時において、対象者又は対象者の子会社の取締役、従業員又は監査役のいずれかの地位を有していることを要する旨の条件が、新株予約権②については、新株予約権者は、権利行使時において、対象者の取締役の地位にあることを要する旨の条件がそれぞれ付されています。したがって、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これらを行行使することができないものと解されます。

当社は、以上の点等を考慮し、本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

② 算定の経緯

a. 本公開買付けの検討の経緯

平成 20 年 7 月頃より、当社と対象者は、両社の強みを活かし、事業基盤の拡大強化を図るべく、両社の経営統合の可能性について検討を行ってまいりました。その中で、当社は、平成 20 年 9 月 12 日開催の当社取締役会において、対象者との関係強化を図ることを目的として、当社の保有する自己株式 1,200 株（当社の発行済株式総数の 6.26%）を対象者を割当先として処分することを決議し、同日、対象者との間で株式譲渡契約を締結いたしました（なお、対象者は、平成 20 年 10 月 24 日に払込金額の払込みを行い、上記株式を取得済みです。）。その上で、当社と対象者は、さらに両社の経営統合の可能性について検討を進めた結果、当社と対象者は、激化する I T 業界の競争の中で勝ち抜くためには、両社が一つのグループになることが最良の選択という認識で一致し、平成 20 年 9 月 18 日、「経営統合に向けた協議開始に関する基本合意書」を締結いたしました。そして、当社と対象者は、同基本合意書に基づき、経営統合の実施の可否、時期及び具体的な方法等について検討・協議し、また、当社は、平成 20 年 9 月頃から、対象者に対し、事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスを実施しました。その結果、当社と対象者は、当社が対象者を完全子会社化するという方法で経営統合を実施し、当社と対象者の経営資源を連携させることが、両社の事業のシナジーを最大限発揮させる上で最適との結論に至りました。これを受け、当社は、平成 20 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、本合意書を締結することを決議いたしました。

b. 第三者算定機関からの株式価値評価報告書の取得

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を算定するにあたり、平成 20 年 10 月 15 日、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティングに対し株式価値の算定を依頼し、同社から平成 20 年 10 月 27 日に株式価値評価報告書を取得いたしました。

c. 株式価値評価報告書の概要

株式会社プルータス・コンサルティングは、市場株価方式、DCF 方式及び類似会社比較方式の各方式を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値評価報告書では、各方式に基づき算定した対象者の 1 株当たりの株式価値がそれぞれ以下のとおり示されていました。

市場株価方式	: 42,786 円から 43,088 円
DCF 方式	: 43,789 円
類似会社比較方式	: 43,754 円から 49,626 円

d. 買付価格の決定経緯

当社は、上記の株式価値評価報告書の算定結果を参考にしつつ、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては、株式会社プルータス・コンサルティングによる算定結果に加え、当社が対象者に対して実施した事業、法務及び会計に関するデューデリジェンスの結果、過去の公開買付け事例における市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案しました。その結果、平成 20 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を 1 株当たり 44,967 円と決定いたしました。

また、本新株予約権については、平成 20 年 10 月 28 日現在において、新株予約権①の行使価格は、1 株当たり 50,000 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 44,967 円を 5,033 円上回っております。平成 20 年 10 月 28 日現在において、新株予約権②の行使価格は、1 株当たり 81,765 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 44,967 円を 36,798 円上回っております。また、本新株予約権は、いずれも対象者の取締役又は従業員に対するストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権①については、新株予約権者は、権利行使時において、対象者又は対象者の子会社の取締役、従業員又は監査役のいずれかの地位を有していることを要する旨の条件が、新株予約権②については、新株予約権者は、権利行使時において、

対象者の取締役の地位にあることを要する旨の条件がそれぞれ付されております。したがって、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買い付けたとしても、これらを行行使することができないものと解されます。当社は、以上の点等を考慮し、上記平成 20 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、本新株予約権の買付価格を 1 個につき 1 円と決定いたしました。

e. 買付価格の公正性を担保するための措置

対象者は、本公開買付けにおける買付価格の妥当性について検証するため、当社とは別に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である株式会社日本中央会計事務所に対し、対象者の普通株式の価値算定を依頼し、同社から平成 20 年 10 月 27 日に株式価値算定書を取得いたしました（なお、対象者は、第三者算定機関からは公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。）。対象者は、上記の株式価値算定書を参考にしつつ、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について慎重に検討いたしました。その結果、対象者は、本公開買付けが対象者の企業価値の向上に寄与するものであるとともに、本公開買付けにおける買付価格その他の諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して対象者の普通株式の適切な売却機会を提供するものであると判断し、また、前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の方法により本公開買付け後に当社が対象者を完全子会社化することについても、対象者の株主に交付される対価の経済的価値や対象者の株主による普通株式の換価の機会の確保の点等から適正かつ妥当な方法であると判断し、平成 20 年 10 月 28 日開催の対象者取締役会において、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会には対象者の全監査役（社外監査役を含みます。）が出席し、いずれも対象者取締役会が上記意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、対象者の代表取締役松村明氏は、当社との間で、同氏が所有する対象者の普通株式の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しているため、公正性の確保の観点から、本公開買付けに対する意見表明に係る取締役会の審議及び決議に参加していません。

③ 算定機関との関係

株式会社プルータス・コンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した買付予定の下限	③ 株式に換算した買付予定の上限
株 券	13,700 株	9,179 株	—株
新株予約権証券	2,572 株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株	—株
合 計	16,272 株	9,179 株	—株

(注1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大の数は、株式に換算して 16,272 株となります。これは、対象者が平成 20 年 10 月 14 日に提出した第 10 期第 1 四半期に係る四半期報告書（以下「第 10 期第 1 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（13,700 株）に、同報告書に記載された平成 20 年 8 月 31 日現在の本新株予約権（2,143 個）の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数（2,572 株）を加えた株式数です。本公開買付けにおいては、当該株式数を「株式に換算した買付予定数」としています。

(注2) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」（9,179 株。以下「買付予定数の下限」といいます。）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,179 株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。なお、第 10 期第 1

四半期報告書によれば、対象者は、平成20年8月31日現在自己株式は所有しておりません。

(注4) 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行等される対象者株式も本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	16,272個	(買付け等後における株券等所有割合100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,700個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(16,272株)に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、第10期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第10期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の総株主の議決権の数(13,700個)に、同報告書に記載された平成20年8月31日現在の本新株予約権(2,143個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(2,572株)に係る議決権の数(2,572個)を加え、分母を16,272個として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 641,771,024円

(注) 「買付代金」は、(i)第10期第1四半期報告書に記載された平成20年8月31日現在の発行済株式総数(13,700株)に、本新株予約権のうち公開買付期間末日までに行使される可能性のあるもの(新株予約権①)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(572株)を加えた株式数(14,272株)に、普通株式1株当たりの買付価格(44,967円)を乗じた金額(641,769,024円)と、(ii)本新株予約権のうち公開買付期間末日までに行使される可能性のないもの(新株予約権②)の個数(2,000個)に新株予約権②の1個当たりの買付価格(1円)を乗じた金額(2,000円)の合計金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東洋証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

② 決済の開始日

平成20年12月5日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成20年12月19日(金曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等を買付けしないこととなった場合には、返還することが必要な株券その他の書類等は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、下記の方法により返還します。

- a. 応募に際し公開買付代理人に対して株券が提出された場合には、買付けられなかった株券を応募株主（外国人株主等の場合はその常任代理人）へ交付し、又は応募株主（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所へ郵送します。
- b. 公開買付代理人（又は公開買付代理人を通じて保管振替機構）により保管されている株券について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券を応募が行われた時の保管の状態に戻します。
- c. 新株予約権について応募が行われた場合は、買付けられなかった新株予約権に係る新株予約権証券等及び「譲渡承認通知書」を応募新株予約権者へ交付し、又は応募新株予約権者の住所へ郵送します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,179 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（9,179 株）以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 2 号、第 3 号イないしチ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合には、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に公開買付応募申込の受付票（交付されている場合）を添付の上、本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

東洋証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

(その他の東洋証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項各号により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等の方は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日
平成 20 年 10 月 29 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人
東洋証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、前記「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

また、本公開買付けによる当社の平成 20 年 10 月期の連結業績及び個別業績への影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

前記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けを実施する背景、本公開買付けの目的・概要」に記載のとおり、当社は、対象者との経営統合の実施の可否、時期及び具体的な方法等について検討・協議するため、平成 20 年 9 月 18 日、対象者との間で、「経営統合に向けた協議開始に関する基本合意書」を締結いたしました。そして、同基本合意書に基づき検討・協議した結果、当社は、平成 20 年 10 月 28 日、対象者及び対象者の代表取締役である松村明氏との間で、(i) 当社、対象者及び松村明氏は、当社及び対象者の有する経営資源を融合し、補完し、発展を図るためにお互いの歴史、企業文化を尊重しつつ対等の精神で経営統合に向け推進すること、(ii) 当社は、対象者の株式の全部を取得することを目的として本公開買付けを実施し、その後、別途協議の上定める時期に、前記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により対象者を当社の完全子会社化すること、(iii) 対象者及び松村明氏は、最大限本公開買付けの目的達成に協力し、対象者は、本公開買付けに対して賛同すること、(iv) 経営統合が完了した後、当社が持株会社として上場を維持し、対象者の上場を廃止するものとし、当社の商号を、当社及び対象者の両社の名を冠した「モジュール・スリープログループ株式会社」、英訳名を ” ThreePro modulat Group Inc.” に変更すること等を内容とする本合意書を締結いたしました。

また、当社は、平成 20 年 10 月 27 日、対象者の代表取締役である松村明氏との間で、同氏が所有する対象者の株式（8,233 株、株式所有割合 60.09%）の全部について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結しております。

対象者は、平成 20 年 10 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議をいたしました。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

前記「1. 買付け等の目的」の「(1) 本公開買付けを実施する背景、本公開買付けの目的・概要」に記載のとおり、当社は、平成 20 年 9 月 12 日開催の当社取締役会において、対象者との関係強化を図ることを目的として、当社の保有する自己株式 1,200 株（当社の発行済株式総数の 6.26%）を対象者を割当先として処分することを決議し、同日、対象者との間で株式譲渡契約を締結いたしました（なお、対象者は、平成 20 年 10 月 24 日に払込金額の払込みを行い、上記株式を取得済みです。）。

以 上